最終更新日:2017年6月28日
株式会社中央製作所
代表取締役社長　後藤邦之
問合せ先:052-821-6166
証券コード:6846
http://www.chuo-seisakusho.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
　当社は、企業価値を高める「株主重視」の経営を基本方針としております。当社の管理組織や諸制度、情報開示・広報活動等もこの基本方針に沿っており、経営に対する株主、投資家の方々の理解を更に深めていただくことを目指し、充実させてまいりました。
　健全な企業活動の維持向上のため、企業価値に影響を及ぼすリスクに関わる情報が迅速に社内の関係部署に伝達される体制を作り、社外に対しては公平迅速な情報開示にも努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

(補充原則1-2-4)
　当社の株主構成(全株主に対する外国法人等の比率は1%未満)等を勘案したうえで、現時点においては議決権の電子行使の採用及び英文による招集通知の作成を行っておりません。今後、議決権の電子行使については、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、各種手続・費用等を勘案し、必要に応じて検討してまいります。

(補充原則1-2-5)
　当社は、信託銀行等の名義で株式を有する方の株主総会への出席や議決権行使は認めておりません。今後、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の議決権の行使等に関しては、必要に応じて信託銀行等と協議し検討してまいります。

【原則2－4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】
　当社は、女性の活躍促進を含む社内における多様性は、会社の経営の持続的成長および発想のブレイクスルーによる技術的な革新においても大きな要素となることを認識し多様性の確保に向け取り組んでまいります。

【基本原則3】
　当社は、法令に基づく情報を適時適切に開示することはもとより、非財務情報についても顧客情報、技術情報等、機密性の高い情報の取り扱いに十分留意した上で積極的に自社のウェブサイト等を通じて開示してまいります。

【原則3－1. 情報開示の充実】
(1)会社の目指すべきところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
　当社は自社のウェブサイトに経営理念やトップ・メッセージで会社経営の基本方針を掲載しております。また経営戦略、経営計画については、情報発信方法も含め引き続き検討してまいります。
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
　本報告書「1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報　1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。
(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
　本報告書「2. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況　1. 機関構成・組織運営等に係る事項 【取締役報酬関係】 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。
(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
　取締役候補者については、豊富な経験と知識を有し経営判断能力に優れていること及び当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であるかを基準に、十分な議論のうえ、取締役会で決定しております。また、監査役候補者は、企業経営における監査の重要性を理解し、且つ高い倫理観を有していること及び当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資する人物で、中立的・客観的な監査を行うことができる候補者であるかを基準に、監査役会での検討・同意を前提に、最終的に取締役会にて決定しております。
(5)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行う際の、個々の選任についての説明
　取締役及び監査役の選任の理由につきましては、株主総会の招集通知にその理由を説明してきております。また、社外取締役・社外監査役につきましては、本報告書の「2. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況　1.【取締役関係】会社との関係(2)」および「2. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況1.【監査役関係】会社との関係(2)」に掲載しております。

(補充原則3-1-2)
　当社は、当社の株主構成(全株主に対する外国法人等の比率は1%未満)等を勘案し、現時点においては英文による招集通知の作成を行っておりません。

(補充原則4-2-1)
　当社は、自社株報酬や中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、今後その必要性の有無を含め取締役会にて引き続き検討してまいります。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】
　当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与できる能力と経験を備えた独立社外取締役1名を選任しております。当該独立社外取締役は、独立社外取締役として期待されている役割・責務を十分果たしておりますが、今後、ガバナンス体制の更なる強化に向け、議論を深めつつ、増員も含めて検討してまいります。

(補充原則4-8-1)
　当社は現在独立社外取締役は1名であり、独立社外取締役が複数となった時点で検討していきたいと考えております。

（補充原則4-8-2）
当社は現在独立社外取締役は1名であり、独立社外取締役が複数となった時点で検討していきたいと考えております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、金融商品取引所が定める独立社外取締役の基準を採用し、候補者を選定しております。

【原則４－１０．任意の仕組みの活用】
当社は、監査役会設置会社を採用しております。経営陣幹部・取締役の指名・報酬等は取締役会で決定しております。現状、社外取締役2名と社外監査役3名が適切に監視・監査しているほか、適切な助言も受けられる状況にあるため、任意の諮問委員会等は設置する必要はないと考えております。

（補充原則4-10-1）
当社は、監査役会設置会社であり、独立社外取締役を1名選任しております。取締役会の過半数には達しておりませんが、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ており、現状は、任意の諮問委員会等の組織は設置する必要はないと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則１－４．いわゆる政策保有株式】
（保有に関する方針）
当社は、純投資以外の目的での上場会社株式の保有については、中長期的な企業間取引の強化による収益の獲得や維持・拡大および地域社会との関係維持を目的としております。
当社は、取締役会で投資先ごとに関連する収益や受取配当金等を定量的に検証することと共に、上述した保有目的に適うかなどを総合的に検討し、毎年保有意義の見直しを行っております。
（議決権の行使）
保有する上場株式に係る議決権の行使については、投資先企業の経営方針、戦略等を十分尊重しつつ議決権の行使を行っております。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
当社は、取締役の競業取引および利益相反取引については、取締役会規則により報告・承認を行っております。また、当社が行う主要株主等との取引については、一般的な取引と同様、社内規定に基づき承認することとしており、その内容は有価証券報告書等において開示しております。

（補充原則4-1-1）
当社の取締役会は、定款および法令に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を「取締役会規則」に定めております。また、経営陣に委任した業務執行が適切になされているかを監督するために、取締役会への報告事項として業務執行の状況について報告することとしております。

（補充原則4-11-1）
取締役候補の選任に際しては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模を重視し、十分議論の上、取締役会で決定してきております。

（補充原則4-11-2）
当社は、取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況について、有価証券報告書およびコーポレートガバナンスに関する報告書等において開示しております。

（補充原則4-11-3）
取締役は取締役会の実効性について、取締役の自己アンケートを年1回、3月に実施し、その結果を取締役会へ報告し、分析結果およびその概要の開示に関する手続き等を決定し、その機能の向上を実施しております。
１．実効性の評価方法
取締役に本年も取締役会の実効性に関する自己アンケートを実施し、回答を得ました。このアンケート結果をまとめ、取締役会における討議を通じて、当社取締役会の実効性に関する評価を行いました。
２.取締役会の実効性に関する分析および評価結果
取締役会の実効性に関する各取締役の評価結果では、取締役会の実効性は概ね確保されていると結論付けましたが、取締役会の実効性の更なる向上に向け、「経営戦略・経営計画」の大きな方向性を示す議論の必要性、社内取締役の教育訓練の重要性及び付議基準の見直し等の課題が明確になりました。
３．今後の取り組み
当社取締役会は、取締役の実効性評価を通じて得られた課題の解決に着実に取り組みつつ、企業価値の極大化およびコーポレートガバナンスの一層の充実と、社会から信頼・評価される企業の実現に向け引き続き取り組みを強化してまいります。

（補充原則4-14-2）
（トレーニングの方針）
当社は、新任の取締役および監査役には期待される役割・責務を適切に果たすために外部研修会を受講させ、その役割・責務に係る理解を深めさせる方針としております。また、就任後の知識更新の機会として、情報交換・相互研鑽の場を設けてまいります。なお、外部研修会等の費用については、会社負担としております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
（株主との対話に関する方針）
株主との建設的な対話を促進するための方針については、以下（補充原則5-1-2）のとおりと定めております。

（補充原則5-1-2）
（1）株主・投資家の皆様との対話については、当社代表取締役社長が統括し、総務部門がこれを補佐することとしております。また、必要に応じ各担当部門の取締役が対話に応じることとしております。
（2）対話を補助する社内の関連部門は、建設的な対話の実現に向け、開示資料の作成や必要な情報の共有など、積極的に連携を取りながら業務を行っております。
（3）個別面談以外の手段の充実に関しては、事業報告書等を発行し、IR活動の充実を図っております。
（4）対話において把握した株主の意見等は、必要に応じて、取締役会へ報告し、取締役・経営陣へフィードバックし、情報の共有・活用を図っております。
（5）当社は「内部情報管理および内部者取引規制に関する規則」に従い決算発表前の期間は、投資家との対話を制限し、インサイダー情報を厳重に管理し漏えいを防止しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
後藤安邦	61,826	7.88
株式会社日工	61,400	7.83
株式会社ヤマサンコーポレーション	46,800	5.97
株式会社三菱東京UFJ銀行	32,423	4.13
公益財団法人後藤報恩会	29,727	3.79
株式会社ミヨシ	25,000	3.19
明治安田生命保険相互会社	21,900	2.79
三井住友信託銀行株式会社	21,200	2.70
朝日火災海上保険株式会社	18,772	2.39
後藤米子	17,836	2.27

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柳澤幸輝	他の会社の出身者								○			
加藤　茂	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柳澤幸輝		当社と営業取引を行っている後藤商事株式会社の代表取締役でありますが、同社との取引内容は、通常の取引の範囲内であります。	長年にわたる経営者としての幅広い知識と経験を活かし、当社の経営全般に対して提言をいただくとともに、業務執行の監督強化に向けてご尽力いただけるものと判断したからであります。
加藤　茂	○	当社の独立役員に指定しております。	経営全般に関する高い見識を有し、公正中立的立場で、経営の専門家として助言・提言をいただけると判断します。また、同氏は、当社及び当社業務執行者と特別な利害関係はなく、高い独立性を有しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人（有限責任 あずさ監査法人）より、毎期、監査計画及び四半期レビューの概要に関して説明を受けるとともに、四半期レビュー概要報告、内部統制の構築・運用状況の意見交換及び期末監査結果概要報告等での定期的な意見交換や、往査実施時等必要に応じて、情報交換を実施してきております。さらに、監査役は、会計監査人の実査や定期的な監査に立ち会い、会計監査人の監査の方法及び監査結果の相当性を判断してきております。
また、監査役は、内部統制システムの構築・運用状況に関して内部監査担当者とも定期的に情報交換を実施する等、連携強化に努めてきております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
入谷正章	弁護士													
伊藤雄太	税理士													
髙山穣	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
入谷正章	○	住友理工株式会社・アイホン株式会社の社外取締役及び東陽倉庫株式会社の社外監査役を兼任しております。 当社の独立役員に指定しております。	弁護士としての法律に関する専門的知識を有し、公平中立的立場で、取締役の監査と、専門的見地から助言・提言を仰いでおります。 また、同氏は、当社及び当社業務執行者と特別な利害関係はなく、高い独立性を有しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員に指定しております。
伊藤雄太		当社と税務顧問契約を締結している伊藤雄太税理士事務所の所長であります。	税理士の資格を持ち、当社業務執行の適法性の確保において、税務等広範な知識に基づく有益なアドバイスを期待したためであります。
		当社と取引先金融機関である三菱東京UFJ銀行の出身者ですが、既に退職後14年以上が経過しており、出身会社の意向	金融機関における長年の経験に加え、三菱東京UFJ銀行退職後の一般企業での経験も豊富で、幅広い見識から経営の監査、監視機能を

高山穣	○	に影響される立場にはありません。当社と三菱東京UFJ銀行との関係についても、当社が取引しております複数の金融機関の1つであり、同行に対する借入依存度も突出しておらず、また当社株式を10%以上保有する主要株主にも該当しておりません。 当社の独立役員に指定しております。	高めるための助言・提言を仰いでおります。また、同氏は、過去に、当社の取引先金融機関の出身者ですが、既に退職後14年以上経過しており、当社及び当社業務執行者と特別な利害関係はなく、高い独立性を有しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬については、業績連動型報酬制度やストックオプション制度の導入はしておりませんが、役員賞与については、業績を勘案して実施しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役(社外取締役除く)への年間報酬額の総額は28百万円(内訳は基本報酬20百万円、退職慰労金8百万円)、監査役(社外監査役除く)は7百万円(内訳は基本報酬6百万円、退職慰労金1百万円)、社外役員は12百万円(内訳は基本報酬10百万円、退職慰労金2百万円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は定款上の定めにより株主総会にて役員報酬の上限額を設定いただいております。個々の取締役の報酬については、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が起案し、取締役会への報告により決定しております。個々の監査役の報酬については、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

定例取締役会、決算取締役会、株主総会後の取締役会開催については、取締役、監査役の全員出席を前提に年間スケジュールを予め策定し、それに基づき開催しております。臨時に開催する場合は、取締役会規則に準じて事前連絡の体制を確立し、開催しております。事前に検討を必要とする配布資料については事前に、開催日に配布を必要とする資料については当日に、社内・社外の全取締役、全監査役に配布し、助言、提言を仰いでおります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 企業統治の体制
(1) 取締役及び取締役会
取締役会は取締役7名で構成し、内2名が社外取締役であります。(なお、定款により取締役の定数は10名以内と定めております。)
取締役会は、法令及び定款の定めるところに従って、経営に関する重要事項の審議・決定に加え、業務執行状況の監督を行う機関として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に召集し、迅速に経営判断できる体制を組んでおります。
各部門の業務執行に関する重要情報を共有化するため、社長以下業務執行責任者で構成する部長会議を毎週開催し、加えて取締役会で

決定した経営方針に基づき、業務執行に関する重要事項の審議・決定及び確認を目的とした経営会議を開催しております。
また、取締役及び役職者による部課長会議を毎月開催し、会社方針の徹底を図るとともに、全社横断的な議論の場としております。
なお、各部門の責任者は、原則として取締役が就いており、方針の実現について、各自責任ある組織運用ができるよう権限の委譲を行っております。
主要製品群毎には、製品系列別強化会議を設置し、製品群それぞれの市場・技術動向等の課題についての討議・対応も行ってきております。

(2) 監査役及び監査役会

当社は、監査役会設置会社を採用しており、監査役3名は全員が社外監査役でうち1名の常勤監査役と2名の非常勤監査役で監査役会を構成しております。非常勤監査役2名は、弁護士及び税理士であり、いずれも専門的見地から経営や特定の利害関係者の利益に偏ることなく客観的・中立的に監査の独立性を確保、有効かつ公正な監査を行う機能及び役割を担っております。
監査役は、取締役会に出席し、意見を述べるとともに、取締役の業務執行に対する監査を行っております。
また、常勤監査役は、取締役会だけでなく、社内の重要会議への出席はもとより、重要書類の監査も実施する等、幅広く業務執行に対する監査を行っております。会計に関しても、定期的かつ必要に応じて会計監査人から直接情報を聴取する等連携の強化に努めております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。
なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

2. 内部監査及び監査役監査

当社は取締役社長直属の内部監査担当者を任命し、内部監査の任に当てております。内部監査担当者は、監査の実施方法・実施項目の検証を行い、必要に応じて監査方法の改定を行っております。
監査役は、会計監査人、内部監査担当者等との情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保してきております。

3. 弁護士及び会計監査人の状況

顧問弁護士については、必要に応じて助言・指導を受け、法的リスクを回避できる体制を整備しております。
会計監査人については、有限責任 あずさ監査法人を選任しており、会計監査業務を執行している公認会計士は、井上嗣平、石崎勝夫の2名であります。なお、継続関与年数につきましては、両名7年以内であるため、記載を省略しております。また、会計監査業務に係わる補助者は、公認会計士8名、その他3名であります。

4. 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関して金融商品取引所が定める独立性基準を採用し、候補者を選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、監査役の監視機能を活かしつつ、取締役会の機能強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制の維持・向上を目指し、監査役会設置会社を選択しております。当社の監査役会は、全員が社外監査役で構成し、外部からの客観性・中立性を確保した経営監視機能という面で十分に機能する体制が整っていると考え、現在の体制を採用しております。
更に、企業経営の透明性、健全性を高めるため、社外監査役に加えて社外取締役2名を選任し、取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、招集通知を法定期日より前に発送し、株主が総会議案を検討する期間を確保できるよう早期発送に努めております。また、招集通知を発送するまでの間に、TDnetにより電子的に開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信・有価証券報告書等の開示情報を当社ホームページのIR情報のページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部において担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の業務に従事する全員が法令などに従うとともに、社会的責任を常に認識し行動するための判断基準又は行動基準等を「株式会社中央製作所　行動規範」として制定し、運用しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、物つくりを通じて地球環境にやさしい製品開発を進めています。CSR活動については、地域社会の活動を支援しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「株式会社中央製作所　行動規範」において、株主をはじめ広く社会が求める情報を適切にかつタイムリーに開示提供し、企業の透明性を高めていくことを明記し、実施しております。
その他	工場近隣住民との一層のコミュニケーション促進を目指しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。
内部統制基本方針書
1.事業運営の基本方針
以下の経営理念及びコンプライアンス方針に基づき、業務運営を行うものとする。

【経営理念】
・永年培ってきた電気・電子の技術を主軸とし、機械・化学等の要素技術を複合した新しい分野を切り拓き、豊かな産業社会の実現、地球環境の保全に貢献することを経営の理念として位置付ける。
・「親切を送れ」の社是のもとに、お客様の生産性・製品品質の向上に寄与することを使命として、技術力に裏付けされた提案を積極的に行いながら、お客様に常に満足していただける商品・サービスを提供することにより業績の維持向上に努める一方、株主、代理店、社員、協力工場、仕入先、地域社会、などとの共栄を図ることを目指している。

【コンプライアンス方針】
当社は、今後の継続的発展のためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠との認識のもと、全ての取締役及び従業員等（顧問、嘱託、パートタイマー、臨時雇用者、アルバイト含む）は、法令・定款を遵守し、高い倫理観に基づいて行動することにより、社会から信頼される経営体制の確立に努める。

2.取締役・従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）当社は、「コンプライアンス規程」を定め、当社及び子会社のコンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、運営しております。
（2）コンプライアンスの推進につきましては、「コンプライアンス規程」に従い、コンプライアンス委員会、コンプライアンス担当部門（総務部門）及びその他各部門部署の管理者により、連携して遵守事項の指導、助言、教育、周知徹底、監視、監督等の活動を行っております。
（3）当社は、当社及び子会社においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついた取締役・従業員等は、「コンプライアンス規程」等に基づき、速やかに監査役と総務部門担当者へ通報・相談することと定めております。

3.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）取締役の職務執行に係る情報（議事録、稟議書、決裁記録及びそれらの付属資料、会計帳簿・計算書類及び事業報告、その他重要な情報）は、関係法令・内規等に則り、適切に保存及び管理を行っております。また、取締役、監査役及びその他閲覧権限を有する者が、いつでも閲覧できるよう体制を維持することとしております。
（2）業務遂行上必要な個人情報に関しては、「個人情報取扱規程」及び「特定個人情報取扱規程」に基づき保存及び管理を行っております。

4.当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社は、「リスク管理規程」を定め、当社及び子会社のリスク管理全体を統括する組織として、リスク管理統括委員会を設け、有事の際は「経営危機管理規程」に基づき対処することとしております。
（2）品質管理、環境管理、安全管理、コンプライアンス等に付随するリスクについては、品質管理統括委員会、安全衛生委員会、コンプライアンス委員会等で統括し、各規程やマニュアル等に基づき管理しております。
（3）代表取締役社長直属の内部監査担当者を任命し、内部監査の任に当てております。内部監査担当者は、業務の運営が法令及び諸規程等に準拠し、妥当かつ効率的に遂行されているか否かを客観的に評価し、業務活動の正常な運営と改善向上を図り、経営効率の増進を期することを目的とし、内部監査の実施方法・実施項目の検証を行い、必要があれば監査方法の改定を行っております。

5.当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社は、定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の審議、決定と業務執行状況の監督を行うとともに、さらに迅速な意思決定が必要な場合には、臨時取締役会を適時開催することとしております。
（2）当社の業務運営については、半年毎の経営目標を設定し、毎月の経営会議において具体策を立案し、この目標達成に向けた毎月開催の部課長会議、製品系列毎に開催する製品系列別強化会議、部門会議等と連携し、その進捗状況及び施策の実施状況をレビューする体制を構築しております。
（3）当社は子会社との間で必要性が生じた都度、協議、情報交換等を行うことでグループ全体における経営の健全性、効率性等の向上を図る体制としております。

6.当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）当社は、子会社との相互の発展に向け、子会社に対する管理、指導等の基本的な事項を定めた「子会社管理規程」を制定し、運用しております。
（2）当社は、子会社の自主責任経営を尊重しつつ、子会社としての業務の適正性を確保するために、子会社に対して当社の経営理念、行動規範の準用を徹底しております。
（3）当社は、「子会社管理規程」に従い、子会社の経営内容を的確に把握するため、その業績、財務状況その他経営上の重要事項について、定期的・継続的に当社へ報告させております。

（4）当社と子会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らして適正に行っております。

7.監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1）監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人（従業員等）を置くものとし、その異動及び懲戒については、監査役の意見を尊重したうえで行うこととしております。
（2）補助使用人は、監査の補助業務を遂行するにあたり、取締役からの指揮命令を受けないものとしております。

8.当社及び子会社の取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（1）当社及び子会社の取締役及び従業員等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した者、又はこれらの者から報告を受けた者は、直ちに監査役に報告するものとしております。
（2）当社は、当社及び子会社の定款、諸規程及び法令に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報制度規程」を制定し、すべての役員及び従業員に周知徹底を図っております。また、当該通報を行った者に対し、解雇その他のいかなる不利益な取扱いをも行わないこととしております。

9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人、内部監査担当者等との情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保するものとしております。なお、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る費用は、会社法第388条に従い、会社が負担するものとしております。

10.財務報告の適正性を確保するための体制

(1)当社の行う取引に関する会計処理について、会社法、金融商品取引法及び法人税法等の関連法令に適合した内容の「経理規程」等の規程を整備し、取締役及び従業員等はこれを遵守するものとしております。

(2)会計監査人による監査、監査役による監査に加え、財務報告の信頼性を確保するため代表取締役社長直轄の「内部統制プロジェクト(Chuo J－SOX Project：以下　CSP)」を設置しております。その役割は、財務報告の信頼性の確保に関する法令の制定及び施行に応じ、各部門における業務プロセスにおいて財務報告の信頼性に影響を与えることが予測される要因を、その発生頻度、影響の強弱等により分析及び評価したうえ、主要な要因を抽出し、業務プロセスを適正化し、かかる要因による影響を最少化するための体制及び方法等について検討するものとしております。

(3)「CSP」の検討に基づき、主要な要因による影響を最少化するための体制及び方法等につき規程を整備し、関係する取締役及び従業員等はこれを遵守するものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)基本的な考え方

当社は、「株式会社中央製作所行動規範」において、全ての役員及び従業員等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力・団体の活動を助長する行為を行わないことを、遵守事項として定めております。

(2)整備状況

総務部門を反社会的勢力対応部署とし、平素より警察や「愛知県企業防衛対策協議会」等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力・団体に関する情報の収集に努めております。

反社会的勢力・団体から不当な要求を受けた場合には、外部専門機関及び弁護士等と連携を図りながら対応いたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞

当社では、金融商品取引法等に基づき会社情報を適切に開示するために、以下の区分ごとに情報開示体制を整備しております。

（1）決定事実

開示を要する重要な決定は、原則として取締役会において決議することとしております。総務部長は、取締役会の付議事項から開示が必要と判断した事項について、開示の内容、時期、方法を検討し、開示します。

（2）発生事実

開示を要する事実の発生を認知した部門の部門長は、その事実を総務部長に報告することとしております。

総務部長は、開示の内容、時期、方法を検討し、開示します。

（3）決算に関する情報

決算に関する情報は、総務部長が開示の内容、時期、方法を検討し、社長の承認を経て、開示します。

